

合併に伴う住所変更等の手続

【市関係 / 住民登録・戸籍】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
住民票、戸籍、外国人登録済証明書		不要		市民環境部市民課 各地区行政センター 市民サービス課
印鑑登録証	印鑑登録をされている方	随時	・印鑑証明書を取りに来庁された折に、旧登録証と引き換えて更新します。	
外国人登録証明書（カード）	外国人登録をされている方	随時	・来庁された折に、裏面に追加記入します。	
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方	随時	・来庁された折に、裏面に追加記入します。	

【市関係 / 保険・医療】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
国民健康保険被保険者証 （退職被保険者証含む）	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい被保険者証を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい被保険者証を提示してください。なお、旧の被保険者証は破棄してください。	市民環境部保険年金課 各地区行政センター 市民サービス課
国民健康保険被保険者資格証明書	左記の証明書をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい資格証明書を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい資格証明書を提示してください。なお、旧の資格証明書は破棄してください。	
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい高齢受給者証を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい高齢受給者証を提示してください。なお、旧の高齢受給者証は破棄してください。	
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要		
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	不要		
老人保健法医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい受給者証を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい受給者証を提示してください。なお、旧の受給者証は破棄してください。	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい認定証を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい認定証を提示してください。なお、旧の認定証は破棄してください。	
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい受療証を郵送します。11月から医療機関にかかる場合には、新しい受療証を提示してください。なお、旧の受療証は破棄してください。	
乳幼児医療費受給者証 妊産婦医療費受給者証 ひとり親家庭等医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	・10月末までには新しい受給者証・請求書を郵送します。	
新湊市民病院の診察券	左記の診察券をお持ちの方	不要		

【市関係 / 母子・児童福祉】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
保育園への住所変更手続	保育園等に入園されている方等	不要	・公立の保育園については、住所変更の手続は必要ありません。ただし、私立の保育園等については、各園にお問い合わせください。	福祉保健部児童家庭課 各地区行政センター 市民サービス課
児童手当	左記の手当を受給している方	不要	・住所変更の手続は、6月の現況届の際に行います。	福祉保健部児童家庭課
児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方	不要		各地区行政センター 市民サービス課
母子寡婦福祉資金貸付金借受人の住所	左記資金の貸付を受けている方（返還中の方を含む。）	不要		
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要		福祉保健部健康推進課
妊産婦・乳児一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	不要		各地区保健センター

【市関係 / 障害者福祉】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
身体障害者手帳（赤い手帳）	左記の手帳をお持ちの方又は手帳をお持ちの方の保護者	不要		福祉保健部社会福祉課 各地区行政センター 市民サービス課
療育手帳（緑の手帳）		不要		
精神障害者保健福祉手帳（青い手帳）		不要		
富山県心身障害者扶養共済制度	加入者、年金管理者、年金受取人、年金受給権者	不要		
重度心身障害者等医療費助成受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	・10月末までに、新しい受給者証を郵送します。	
一部負担金還付該当者証	左記の該当者証をお持ちの方	不要	・10月末までに、新しい該当者証を郵送します。	
精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方	不要		
障害者福祉手当認定通知書（特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当）	左記の認定通知書をお持ちの方	不要		
特別児童扶養手当証書	左記の証書をお持ちの方	不要		

【市関係 / 介護保険・生活保護】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	・現在、介護サービスを受けている方については、11月中旬に新しい被保険者証を郵送します。お手元に届きましたら、新しい被保険者証をお使いください。その他の方については、そのままお使いください。	福祉保健部長寿介護課 各地区行政センター 市民サービス課
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要		
介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）		不要	・現在、介護サービスを受けている方については、11月中旬までには新しい認定証を郵送します。お手元に届きましたら、新しい認定証をお使いください。	
訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置を含む。）		不要	・現在、介護サービスを受けている方については、10月末までには新しい認定証を郵送します。お手元に届きましたら、新しい認定証をお使いください。	
生活保護法指定医療機関・指定介護機関・指定施術機関の指定	左記の指定を受けている医療機関・介護機関・施術機関	不要		射水市社会福祉事務所 （新湊庁舎福祉保健部社会福祉課）

【市関係 / 環境衛生】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
一般廃棄物収集運搬業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要		市民環境部環境課 市民環境部環境課 各地区行政センター 市民サービス課
一般廃棄物処分業許可証		不要		
浄化槽清掃業許可証		不要		
墓地、納骨堂等の経営許可証		不要		
墓地使用許可証		不要		
犬の登録	犬を飼っている方	不要		

【市関係 / 建設・上下水道】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
鳥獣飼養登録票	左記の登録票をお持ちの方	不要		産業経済部農業水産課
道路占用許可証（市町村道）	左記の許可証をお持ちの方	不要		都市整備部道路建設課
屋外広告物許可（届出）証		不要		
公園占用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要		都市整備部都市計画課

水道使用者の住所	水道を使用されている方	不要		上下水道部上水道業務課
指定給水装置工事事業者証	左記の指定を受けている事業者	不要		上下水道部上水道工務課
下水道事業受益者の住所	下水道事業の受益者の方	不要		上下水道部下水道業務課
下水道使用者の住所	下水道を使用されている方	不要		
下水道排水設備指定工事店証	左記の指定を受けている工事店	不要		

【市関係 / 税務・会計】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
納税通知書	納税通知書をお持ちの方	不要		市民環境部税務課 各地区行政センター 市民サービス課
法人市町村民税に係る法人等の所在地の届出	左記の届出をされている法人等	不要		
市町村・県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	左記の届出をされている特別徴収義務者	不要		
原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識と交付証明書	左記の標識及び証明書ををお持ちの方	不要	・現在のものがそのまま使用できます。（射水市のナンバーに変更を希望される方は、手続きが必要です。持参するものは、旧標識、交付証明書及び認印です。）	
市税・町税・村税・介護保険料・上下水道使用料等の口座振替	左記の口座振替を登録されている方	不要		各関係課
口座登録申請書	債権者	不要		会計課

【市関係 / その他】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	不要		企画総務部管財課
地縁団体	地方自治法第260条の2により認可された団体	不要	・合併後に開催される総会で、規約にある住所等を変更し、新市に規約変更認可申請書及び告示事項変更届出書を提出してください。	市長公室地域振興課
商工会の定款	商工会	要	・地区、事務所の所在地の変更について、総（代）会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	産業経済部港湾商工課
船員手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	・手帳書換え等の際、本籍の訂正手続きが必要となります。	産業経済部港湾商工課
小・中学校への住所変更手続	学校等に在学されている方等	不要	・公立の小学校、中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、私立の学校等については、各校にお問い合わせください。	教育委員会教育総務課



【国関係】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
不動産(土地・建物)の登記簿の所在		不要	・法務局で順次修正します。	富山地方法務局射水出張所 射水市今井 717 TEL82-2970
不動産(土地・建物)等に所有者、 抵当権者等として登記されている 住所や本店所在地	土地・建物の登記簿に 旧市町村の住所や本店 所在地で登記されてい る方	不要	・所有者等の住所は、合併前の市町村 名を合併後の市名として取り扱う規 定がありますので、そのままでも問 題はありません。 ・新市名に変更を希望される方は、新 市で発行する変更証明書を添付し て、登記名義人の住所変更手続をお 願います。(登録免許税は不要で す。)その際には認印が必要です。	
会社等の登記簿に登記されている 本店・主たる事務所や役員の住所	旧市町村に本店・主た る事務所がある会社や 法人及びその代表者	不要	・会社の本店や役員の住所等につい ては、12月下旬以降、商業・法人登 記のコンピュータ化作業に併せて順 次修正しますので変更登記の必要は ありません。	
会社や法人の印鑑証明	旧市町村に本店・主た る事務所がある会社や 法人の代表者	不要	・会社や法人の印鑑カードはそのまま 利用できます。	
公正証書の住所	公正証書を受けている 方	不要	・合併前に作成された公正証書に基づ き、合併後に権利義務を実行する際 には、新住所の住民票等が必要とな る場合があります。	高岡公証人役場 高岡市下関町 1-19 TEL25-5130
国民年金受給者の住所	年金を受給されている方	不要		高岡社会保険事務所 高岡市中山園町 11-20 TEL21-4179
国民年金被保険者の住所	左記の被保険者	不要		
厚生年金保険受給者の住所	年金を受給されている 方	不要		
厚生年金保険被保険者の住所	左記の被保険者	不要		
政府管掌健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお 持ちの方	不要	・市町村名が変更となる所在地の事業 主の方は従業員の方から現在の被保 険者証を回収し、社会保険事務所(又 は、事務局事務所)の指定する日に 交換してください。 ・従業員の方は、新しい被保険者証の 「住所欄」にご自身で新しい住所を 記入してください。	高岡社会保険事務所 高岡市中山園町 11-20 TEL21-4179
健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持 ちの方	不要	・市町村名が変更となる所在地の事業 主の方は従業員の方から現在の受給 者証を回収し、社会保険事務所(又 は、事務局事務所)の指定する日に 交換してください。 ・従業員の方は、新しい受給者証の「住 所欄」にご自身で新しい住所を記入 してください。	
労働安全衛生法による免許証	左記の免許証をお持ち の方	不要		富山労働局安全衛生課 富山市牛島新町 11-7 TEL076-432-2731 又は 高岡労働基準監督署第二方面 高岡市江尻字村中 1193 TEL23-6446
労働保険適用事業所の所在地	左記保険の適用事業所	不要		富山労働局労働保険徴収室 富山市牛島新町 11-7 TEL076-432-2714
労災保険受給者の住所	左記の保険を受給され ている方	不要		富山労働局労災補償課 富山市牛島新町 11-7 TEL076-432-2739 又は 高岡労働基準監督署労災課 高岡市江尻字村中 1193 TEL23-6446
健康管理手帳	左記の手帳をお持ちの 方	不要		富山労働局安全衛生課 富山市牛島新町 11-7 TEL076-432-2731
雇用保険適用事業所の所在地	左記保険の適用事業所	不要		【旧小杉町、大門町、大島町】 高岡公共職業安定所雇用保険適用課 高岡市向野町 3-43-4 TEL21-1515 【旧新湊市、下村】 新湊公共職業安定所管理課 射水市本町 2-10-47 TEL82-3195

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
雇用保険失業給付の受給に係る住所	左記給付の受給資格者・離職票保持者	不要		【旧小杉町、大門町、大島町】 高岡公共職業安定所雇用保険給付課 高岡市向野町 3-43-4 TEL21-1515 【旧新湊市、下村】 新湊公共職業安定所管理課 射水市本町 2-10-47 TEL82-3195
求人申込みに係る事業主の住所	左記の申込みをされている事業主	不要		【旧小杉町、大門町、大島町】 高岡公共職業安定所求人部門 高岡市向野町 3-43-4 TEL21-1515 【旧新湊市、下村】 新湊公共職業安定所求人・紹介部門 射水市本町 2-10-47 TEL82-3195
各種助成金（厚生労働省関係） 受給事業所の住所	左記の助成金を受給されている事業所	不要		【旧小杉町、大門町、大島町】 高岡公共職業安定所求人部門 高岡市向野町 3-43-4 TEL21-1515 【旧新湊市、下村】 新湊公共職業安定所管理課 射水市本町 2-10-47 TEL82-3195
・自動車検査証 ・普通自動車 ・二輪（126cc以上）	左記の自動車等の使用者・所有者	不要	・新市名に変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して変更登録の手続ができます。	北陸信越運輸局富山運輸支局登録部門 富山市新庄町馬場 82 TEL076-423-0891
・自動車検査証 ・軽自動車	左記の自動車の使用者・所有者	不要	・新市名に変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して変更登録の手続ができます。	軽自動車検査協会富山事務所 富山市藤木 520-1 TEL076-423-8472
道路占用許可証（国道）	左記の許可証をお持ちの方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	富山河川国道事務所道路管理第一課 富山市石金 3-2-37 TEL076-424-1701
係属中の民事事件の当事者等の住所	左記民事事件の当事者及び利害関係人等の関係者	要	・新市で発行する変更証明書を、当該民事事件を管轄する裁判所に提出してください。	当該民事事件を管轄する裁判所
恩給受給者の住所	恩給を受給されている方	不要		総務省人事・恩給局恩給相談官（室） 東京都新宿区若松町 19-1 TEL03-5273-1400
特許・実用新案・意匠・商標登録	左記の登録（出願）をされている方	要	・登録済の方は「表示変更登録申請書」を特許庁出願支援課に提出してください。 ・出願中の方は「住所変更届（特許法施行規則様式第7）」を提出してください。	・（社）発明協会富山県支部 高岡市二上町 150 TEL27-1150 ・富山県知的所有権センター 高岡市二上町 150 TEL29-1252
商工会議所の定款	商工会議所	要	・地区の所在地の変更について、議員総会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	中部経済産業局産業振興部産業振興課 名古屋市中区丸の内 TEL052-951-0520

【県関係】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
学生証（富山県立大学）	富山県立大学の学生	不要		富山県立大学事務局教務課 射水市黒河 5180 TEL56-7500
旅券（パスポート）	左記の旅券をお持ちの方・申請される方	不要	・最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。 ・旅券（パスポート）発給申請のために提出する戸籍簿（抄）本は、発行後6か月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。また、申請の際提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。 住民票が必要な場合もあります。	旅券センター （富山）富山市桜町 1 - 1 - 61 マリエとやま 7階 TEL076 - 445 - 4581 （高岡）高岡市御旅屋町 101 御旅屋セリオ 7階 TEL 27 - 1855
・化学物質排出把握管理促進法による届出 ・ダイオキシン類対策特別措置法による届出 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出 ・公害の防止に関する条例による届出 ・水質汚濁防止法による届出 ・大気汚染防止法による届出	左記の届出をされている方	不要		県生活環境部環境保全課 TEL076-444-3144

高岡厚生センター小杉支所は、平成 17 年 11 月 1 日から「高岡厚生センター射水支所」となります。

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
フロン回収破壊法による届出	左記の届出をされている方	不要		県生活環境部環境政策課 TEL076-444-8727
・産業廃棄物処理業許可証 ・産業廃棄物処理施設設置許可証 ・一般廃棄物処理施設設置許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要		県生活環境部環境政策課 TEL076-444-9618
・廃棄物再生事業者の登録 ・浄化槽保守点検業者の登録	左記の登録をされている事業者	不要		
浄化槽設置の届出	左記の届出をされている方	不要		高岡厚生センター 高岡市赤祖父 211 TEL21-9411
中小企業環境施設整備資金	左記資金の借入をされている方	不要		県生活環境部環境政策課 TEL076-444-3141
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	要	・来庁の際に住所変更の手続を行ってください。	県厚生部厚生企画課 TEL076-444-3197
介護サービス提供事業者の指定、許可	左記の指定、許可を受けている事業所	不要	・介護保険事業者番号の変更は原則ありませんが、保険医療機関及び保険薬局である指定事業者については、医療機関コードの変更（社会保険事務局所管）に伴い番号が変更になりますので、該当する事業者に通知します。（介護保険事業者番号の変更に伴う手続は不要です。）	県厚生部高齢福祉課 TEL076-444-9698
支援費制度による指定事業者申請（身体障害、知的障害、障害児共通）	左記の申請をされている事業者	不要		県厚生部障害福祉課 TEL076-444-3211
看護職員修学資金貸与	左記資金の貸与（返還者を含む）を受けている方	不要		県厚生部医務課 TEL076-444-3220
理学療法士等修学資金貸与（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）	左記資金の貸与（返還者を含む）を受けている方	不要		県厚生部医務課 TEL076-444-3218
医療機関開設許可	許可を受けて医療機関を開設されている方	要	・開設者又は管理者の住所変更届を提出してください。	高岡厚生センター企画管理課 高岡市赤祖父 211 TEL26-8413
医療機関開設届	診療所を開設されている医師若しくは歯科医師又は助産師を開設されている助産師の方	要	・開設者若しくは管理者の住所又は開設の場所の変更届を提出してください。	
あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師の施術所開設届	施術所を開設されている方	要	・施術所開設届出事項変更届を提出してください。	
柔道整復師の施術所開設届	施術所を開設されている方	要	・施術所開設届出事項変更届を提出してください。	
歯科技工所の開設届	歯科技工所を開設されている方	要	・歯科技工所開設届出事項変更届を提出してください。	
医師、歯科医師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
薬剤師	左記の免許証をお持ちの方	不要		
栄養士・管理栄養士の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		
調理師、製菓衛生師、クリーニング師の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		
結核医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方	不要		
結核指定医療機関の住所	左記の指定を受けている医療機関	要	・「指定医療機関変更届」を提出してください。	
特定給食施設の開設届出	左記の届出をされている方	不要		
・特定疾患医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要		
・育成医療券 ・未熟児養育医療券 ・小児慢性特定疾患医療受診券	左記の医療券・受診券をお持ちの方	不要		
被爆者健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要		
被爆者一般疾病医療機関の住所	左記の指定を受けている医療機関	要	・「被爆者一般疾病医療機関変更届」を提出してください。	
食品衛生法による営業許可指令書	左記の許可指令書をお持ちの方	不要	・食品衛生法による表示は、合併日以降に製造販売されるものは、新市の住所で表示してください。	高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
給食施設の開設報告書	左記の報告をされている方	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
・食品衛生管理者設置届 ・食品衛生責任者設置届	左記の届出をされている方	不要		

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
危険動物の飼育又は保管許可等	左記の許可等を受けている方	不要		県厚生部食品生活衛生課 TEL076-444-3230
動物取扱業の届出	左記の届出をされている方	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
生活衛生関係営業（興行場、旅館、公衆浴場、理容、美容、クリーニングの各業）の許可等	左記の各業を営んでいる方	不要		
特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要		
・建築物清掃業の登録 ・建築物空気環境測定業の登録 ・建築物空気調和用ダクト清掃業の登録 ・建築物飲料水水質検査業の登録 ・建築物飲料水貯水槽清掃業の登録 ・建築物配水管清掃業の登録 ・建築物ねずみ昆虫等防除業の登録 ・建築物環境衛生総合管理業の登録 ・建築物環境衛生一般管理業の登録	左記の登録をされている方	不要		
医薬品等の製造業（輸入販売業）許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不要	・ 次回の業許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」と付記し、市町村長の発行する証明書を添付して、業許可更新申請を行ってください。 なお、業許可更新を待たずに、変更届（市区町村長の発行する変更通知書の写し又は証明書を添付）を提出しても差支えありません。同時に業許可証の書き換え交付申請をすることができます。	県厚生部くすり政策課 TEL076-444-3237
薬局開設・医薬品販売業許可証・高度医療機器等販売業・賃貸業許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不要	・ 次回の許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」と付記してください。 なお、許可更新を待たずに、変更届を提出しても差支えありません。同時に業許可証の書き換え交付申請をすることができます。	高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666 配置販売業 県厚生部くすり政策課 TEL076-444-3236
麻薬・覚せい剤に係る免許・指定等	左記の免許証等をお持ちの方	不要		県厚生部くすり政策課 TEL076-444-3234
温泉法による許可指令書（土地掘削、増掘、動力装置）	左記の許可書等をお持ちの方	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
温泉法による許可指令書（温泉利用）	左記の許可書等をお持ちの方	不要		
・配置従事者身分証明書 ・配置従事届	左記の許可証等をお持ちの方	不要		県厚生部くすり政策課 TEL076-444-3236
毒物劇物製造・輸入業の登録	左記の登録票をお持ちの方	不要		県厚生部くすり政策課 TEL076-444-3234
毒物劇物販売業の登録、特定毒物研究者・使用者の許可・指定等	左記の登録票等をお持ちの方	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
図書等の自動販売機の設置等の届出	左記の届出をされている方	要	・「変更届」を提出してください。	県厚生部児童青年家庭課 TEL076-444-3136
利用カード販売業の届出	左記の届出をされている方	要	・「変更届」を提出してください。	
保育所の所在地	保育所設置認可を受けている方	不要		県厚生部児童青年家庭課 TEL076-444-3208
水道事業、専用水道の住所	左記水道の設置者	不要		高岡厚生センター射水支所 衛生予防課 射水市戸破 1875-1 TEL56-2666
計量証明事業の登録	左記の登録をされている方	不要		県計量検定所 TEL076-422-0551
特定計量器製造（修理・販売）事業の届出	左記の届出をされている方	不要		
適正計量管理事業所の指定	左記の指定を受けている事業所	不要		
第二種、第三種旅行業及び旅行業代理業の登録	左記の登録をされている方	不要		県商工労働部観光課 TEL076-444-3200
貸金業の登録	左記の登録をされている方	不要		・県商工労働部経営支援課 TEL076-444-3248 ・貸金業協会 TEL076-425-8323
工場立地法による特定工場の届出	左記の届出をされている特定工場	不要		県商工労働部立地通商課 TEL076-444-3244
・中小企業設備近代化資金 ・中小企業高度化資金	左記資金の借入をされている方	不要		県商工労働部経営支援課 （設近）TEL076-444-3248 （高度化）TEL076-444-3249

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
農薬販売業の届出	左記の届出をされている方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	県農林水産部食料政策課 (農産食糧係)TEL076-444-3283
肥料登録	左記の登録をされている方	要	・住所変更後、2週間以内に登録証の書替交付申請が必要です。 ・様式は、あらかじめ該当者に送付します。	
・肥料販売業の届出 ・特殊肥料生産業者の届出	左記の届出をされている方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	
・家畜人工授精所開設許可 ・家畜人工授精師の免許	左記の許可・免許証をお持ちの方	不要		県農林水産部技術推進課 TEL076-444-3289
家畜個体識別に係る農家マスタ	左記に該当する農家(牛の飼養者)	不要		北陸農政局富山農政事務所 TEL076-421-6123
動物用医薬品(又は医療用具)製造業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	県農林水産部食料政策課 (食品安全係) TEL076-444-8816
動物用医薬品輸入販売業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	
動物用医薬品販売許可証(一般・特別・薬種商)	左記の許可証をお持ちの方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	西部家畜保健衛生所 砺波市三郎丸 343 TEL0763-33-2315
動物用医療施設の開設届	左記の届出をされている方	不要		
飼料、飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届	左記の届出をされている方	要	・変更後1か月以内に「届出事項変更届」を提出してください。なお、「届出事項変更届」の様式は、あらかじめ該当者に送付します。	県農林水産部食料政策課 (食品安全係) TEL076-444-8816
家畜商の免許	左記の免許証をお持ちの方	不要	・変更を希望される方は、右記の窓口で手続をしてください。	県農林水産部技術推進課 TEL076-444-3289
みつばち飼育届	左記の届出をされている方	不要		
米販売業の登録	左記の登録をされている方	不要		北陸農政局富山農政事務所 TEL076-421-6142
農地転用許可書	左記の許可書をお持ちの方	不要		県農林水産部経営課 TEL076-444-3269
農業改良資金	左記の資金の借入をされている方	不要		県農林水産部経営課 TEL076-444-3273
水産動物の採捕許可	左記の許可を受けている方	不要	・更新時に手続をしてください。 ・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	県農林水産部水産漁港課 TEL076-444-3293
漁船登録票	左記の登録票をお持ちの方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	
遊漁船業者の登録	左記の登録をされている方	不要	・住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続してください。	
漁業権免許	漁業権免許を受けている方	不要		
狩猟免許	左記の免許をお持ちの方	不要		県生活環境部自然保護課 TEL076-444-3397
林地開発許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要		県農林水産部森林政策課 TEL076-444-3384
保安林内立木伐採許可決定通知書	左記の通知書をお持ちの方	不要		高岡農地林務事務所 高岡市赤祖父 211 TEL21-9411
・保安林内立木伐採の届出 ・保安林内間伐の届出	左記の届出をされている方	不要		
保安林内作業許可決定通知書	左記の通知書をお持ちの方	不要		
保安林の指定の解除申請	左記の申請をされている方	不要		県農林水産部森林政策課 TEL076-444-3384
沿岸漁業改善資金	左記資金の借入をされている方	不要		県農林水産部水産漁港課 TEL076-444-3292
・漁港海岸保全区域・漁港区域内における占用等行為の許可 ・漁港施設の使用・占用等の許可	左記の許可等を受けている方	不要		県農林水産部水産漁港課 TEL076-444-3295
建設業許可通知書	左記の通知書をお持ちの方	不要		高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL26-8423
・解体工事業の登録 ・浄化槽工事業の登録	左記の登録をされている方	不要		・県内に営業所を有する者 高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL26-8423 ・県内に営業所を有しない者 県土木部管理課業務係 TEL076-444-3309
特例浄化槽工事業の届出	左記の届出をされている方	不要		・県内に営業所を有する者 高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL26-8423 ・県内に営業所を有しない者 県土木部管理課業務係 TEL076-444-3309

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
富山県建設工事等入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	不要		<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の入札参加資格を申請する者のうち主たる営業所が県内にある者 高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL26-8423 建設工事の入札参加資格を申請する者のうち主たる営業所が県外にある者及び測量・コンサルタントの入札参加資格を申請する者 県土木部管理課業務係 TEL076-444-3309
国有道水路の使用許可書 (国土交通省所管法定外公共用財産)	左記の許可書をお持ちの方	不要		高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL21-9411
道路占用許可書 (県道・県管理国道)	左記の許可書をお持ちの方	不要		
河川占用許可書(県所管分)	左記の許可書をお持ちの方	不要		
砂利採取業者の登録	左記の登録をされている方	不要		
砂利採取計画の(変更)認可	左記の認可を受けられた方	不要		
<ul style="list-style-type: none"> 砂防指定地内行為許可書、砂防設備占用許可書 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可書 地すべり防止区域内行為許可書(道路、河川等) 土採取届出書 	左記の許可を受けられた方 左記の届出をされている方	不要		
地すべり防止区域内行為許可書 (山林、農地等)	左記の許可書をお持ちの方	不要		高岡農地林務事務所 高岡市赤祖父 211 TEL21-9411
<ul style="list-style-type: none"> 港湾区域・港湾隣接地域内における占用等行為の許可 港湾施設の使用・占用・行為の許可 	左記の許可等を受けている方	不要		<ul style="list-style-type: none"> 富山新港管理局 射水市奈呉の江 7 TEL84-8292 高岡土木センター 高岡市赤祖父 211 TEL26-8423
屋外広告業届出済証	左記の届出済証をお持ちの方	不要		県土木部都市計画課景観係 TEL076-444-9661
屋外広告物講習会修了証書	左記の修了証書をお持ちの方	不要		
震災建築物応急危険度判定士の登録	左記の登録をされている方	不要		県土木部建築住宅課建築指導係 TEL076-444-3357
被災宅地危険度判定士の登録	左記の登録をされている方	不要		県土木部建築住宅課まちづくり係 TEL076-444-3359
建築士事務所の登録	左記の登録をされている方	不要		県土木部建築住宅課建築指導係 TEL076-444-3357
二級・木造建築士の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		
<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業の免許証 宅地建物取引主任者の登録及び主任者証 	左記の免許証等をお持ちの方	不要		県土木部建築住宅課管理係 TEL076-444-3355
<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定士(補)の登録 不動産鑑定業者の登録 	左記の登録をされている方	要	・「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して提出してください。	
富山県収入証紙売りさばき所の住所	左記の売りさばき人	要	・変更する 20 日前までに「住所の変更届」を提出してください。	県出納事務局出納課 TEL076-444-3416
指定金融機関及び収納代理金融機関の住所	左記の金融機関	不要		
富山県物品等入札参加資格申請書	左記の申請をされている方	不要		県出納事務局会計課 TEL076-444-3423
文化財保護法等による文化財等の所在場所(表示) < 重文、有形・無形民俗文化財、史跡・名勝等 >	左記の文化財等の所有者(又は管理者)及び保持者	不要		県教育委員会文化財課 TEL076-444-3456
博物館の登録	博物館の設置者	要	・「博物館登録申請書変更届」を提出してください。	県教育委員会文化財課 TEL076-444-3454
銃砲刀剣類登録証	左記の登録証をお持ちの方	不要		県教育委員会文化財課 TEL076-444-3456
緊急自動車等指定(届出確認)証	左記の指定(届出確認)証をお持ちの方	不要		自動車の使用の本拠地を管轄する警察署の交通課 <ul style="list-style-type: none"> 小杉警察署 射水市戸破 2459 TEL55-0110 新湊警察署 射水市緑町 13-13 TEL84-0110 高岡警察署 高岡市あわら町 1-5 TEL23-0110
安全運転管理者(副安全運転管理者)に関する届出書	左記の届出をされている方	不要		

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
自動車運転代行業の認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要		主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課 警察署名等は、同上
自動車運転免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要	・更新時に手続をしてください。 なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続をしてください。	運転教育センター 富山市高島 62 番 1 TEL076-441-2211(警察本部代表) 管内警察署交通課 ・小杉警察署 射水市戸破2459 TEL55-0110 ・新湊警察署 射水市緑町13-13 TEL84-0110 ・高岡警察署 高岡市あわら町1-5 TEL23-0110
自動車の保管場所証明書、保管場所標番号通知書	左記の証明書等をお持ちの方	不要		保管場所を管轄する警察署の交通課 ・小杉警察署 射水市戸破 2459 TEL55-0110 ・新湊警察署 射水市緑町 13-13 TEL84-0110 ・高岡警察署 高岡市あわら町 1-5 TEL23-0110
・警備業法による許可証等 ・古物営業法による許可証 ・質屋営業法による許可証 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可証 ・金属くず商及び金属くず行商に関する条例による許可証等 ・銃砲刀剣類所持等取締法による許可証 ・猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不要	・変更を希望される方は、右記の窓口で手続をしてください。	銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類関係は住所を管轄する警察署、その他は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 ・小杉警察署 射水市戸破 2459 TEL55-0110 ・新湊警察署 射水市緑町 13-13 TEL84-0110 ・高岡警察署 高岡市あわら町 1-5 TEL23-0110

【県 / 各種法人等関係】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
各種法人等の登記事項	各種法人(右記の法人)	不要		【各種法人等の所管課等】 ・公益法人(民法第34条法人)... 公益法人の各所管課 ・宗教法人...県経営管理部文書学術課 TEL076-444-3150 ・学校法人...県経営管理部文書学術課 TEL076-444-3159 ・社会福祉法人... 県の各所管課(厚生企画課、高齢福祉課、児童青年家庭課、障害福祉課、健康課) ・消費生活協同組合... 県厚生部厚生企画課 TEL076-444-3199 ・特定非営利活動法人... 県生活環境部男女参画・ボランティア課 TEL076-444-9012 ・農事組合法人...県農林水産部経営課 TEL076-444-3274 ・土地改良区...高岡農地林務事務所 高岡市赤祖父 211 TEL26-8443
各種法人等の定款・寄附行為・規則	各種法人(右記の法人)	要	・定款、寄附行為、規則の変更認可等手続は必要ありませんが、変更があった旨を届け出てください。(様式は各所管課等へお尋ねください。)	県生活環境部男女参画・ボランティア課 TEL076-444-9012
特定非営利活動法人の役員の住所	特定非営利活動法人	要	・役員の住所の変更について、「役員の変更等届出書」を提出してください。	高岡厚生センター企画管理課 高岡市赤祖父 211 TEL26-8413
医療法人の定款又は寄附行為	医療法人	不要		高岡厚生センター企画管理課 高岡市赤祖父 211 TEL26-8413
中小企業等協同組合等の定款	中小企業等協同組合等	要	・地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	・県商工労働部商業流通課 TEL076-444-3251 ・富山県中小企業団体中央会 TEL076-424-3686
商工会議所の定款	商工会議所	要	・事務所の所在地の変更について、議員総会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	県商工労働部商業流通課 TEL076-444-3251
農業協同組合の定款	農業協同組合	要	・地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。 ・なお、事務所の所在地のみの変更の場合、申請書に代えて届出書となる場合があります。	県農林水産部経営課 TEL076-444-3274
水産業協同組合の定款	漁業協同組合等	要	・地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	県農林水産部水産漁港課 TEL076-444-3292

【その他】

項目	該当者	手続の要否	手続方法等	問合せ先
郵便番号			・郵便番号の変更はありません。	最寄の郵便局
・郵便貯金通帳・証書 ・キャッシュカード（郵便局関係）	左記の通帳等をお持ちの方	不要	・合併による市町村名の変更の場合は、預金者の住所を新市の住所に読み替えますので、住所変更の手続は必要ありません。なお、通帳及び証書の住所の訂正を希望される方は、合併後、最寄の郵便局に通帳及び証書を持参ください。	
簡易保険証書（郵便局関係）	左記の証書をお持ちの方	不要		

高岡厚生センター小杉支所は、平成17年11月1日から「高岡厚生センター射水支所」となります。

